

全国消費実態調査の概要

1 調査の目的

全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として、昭和34年（1959年）の第1回調査以来5年ごとに実施しており、今回は11回目の調査である。

2 調査の期間

調査は、平成21年9月、10月及び11月の3か月間について実施した。
ただし、単身世帯については、10月及び11月の2か月間とした。

3 調査の対象

全国のすべての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された二人以上の世帯と単身世帯（学生、社会施設の入所者、病院の入院者等は除く）を対象として調査した。

4 調査市町村

市については平成21年1月1日現在の全ての市（784市）を調査市とし、町村については平成21年1月1日現在の998町村から219町村を選定した。（広島県では次の14市3町で調査）

〔 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、
廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、安芸太田町、神石高原町 〕

5 調査対象の選定

調査対象は、調査市町村の中から合計4,367調査単位区（1調査単位区は平成17年国勢調査の近接する2調査区）を選定し、二人以上の世帯は各調査単位区の中から12世帯を系統抽出し、全国で52,404世帯を、単身世帯は全調査単位区の中から合計4,402世帯を調査した。

（広島県では93調査単位区で二人以上の世帯は1,116世帯を、単身世帯は115世帯を調査した。）

※ 平成21年調査では、前回調査まで単身世帯について行っていた寮・寄宿舎調査単位区を廃止した。

6 調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日	
		二人以上の世帯	単身世帯
家計簿A	収入（勤労者世帯と無職世帯のみ） 支出	9月、10月の2か月間	10月の1か月間
家計簿B	収入（勤労者世帯と無職世帯のみ） 支出 購入地域 購入先	11月の1か月間	
世帯票	世帯、世帯員及び住宅・宅地に関する事項	9月1日現在	10月1日現在
耐久財等調査票	主要耐久消費財（40数品目）に関する事項	10月末日現在	
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高、借入金残高などに関する事項	11月末日現在	